

○自己評価結果の公表にかかる届出書(令和5年度実施分)に関する留意事項

- ・提出書類については、提出期限(令和6年3月29日(金))までに当課に届くよう、余裕をもってご提出ください。
- ・期日までに提出が無かった場合、令和6年4月1日より減算の適用対象となりますのでご注意ください。
- ・期日までに提出を行わなかった事業所は、自己評価結果の公表を実施したのち、すみやかに届出をしてください。※減算期間については、自己評価結果の公表を実施し、減算の状態が解消されるに至った月までとなります。(例：令和6年7月15日に実施の届出があった場合、減算期間は令和6年4月から令和6年7月の4ヶ月間)
- ・令和5年5月1日～令和6年3月1日に指定を受けた事業所については、指定時から1年の間に標記届出を提出して下さい。指定時から1年の間に提出が無い場合、減算が適用されます。(例：令和5年5月1日指定で、令和6年4月30日までに届出をしなかった場合は、令和6年5月1日から減算です。)
- ・減算となった場合に算定される単位数は、所定単位数の100分の85です。※当該所定単位数は各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を除く)がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意してください。
- ・なお減算が適用される場合は、「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「障害児通所給付費算定に係る体制等状況一覧表」により減算の届出をしていただく必要があります。